

大阪市告示第1086号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場	令和7年8月7日(木)	午前9時00分から 午後2時00分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年8月1日(金)	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年8月3日(日)	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年8月4日(月)から 同月6日(水)まで	午前8時から 午後9時45分まで
	令和7年8月8日(金)	
	令和7年8月10日(日)から 同月11日(月)まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年8月12日(火)から 同月13日(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年8月15日(金)	

令和 7 年 8 月 17 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 18 日（月）から 同月 20 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 7 年 8 月 22 日（金）	
令和 7 年 8 月 24 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 25 日（月）から 同月 27 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 7 年 8 月 29 日（金）	
令和 7 年 8 月 31 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）